

## 小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱

〔令和 2 年 3 月 3 0 日〕  
〔 3 1 小都計第 8 7 0 号 〕

(通則)

第 1 条 小牧市空き家等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 3 4 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、老朽化した空き家又は倒壊若しくは建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家を除却する者に対し、その経費の一部を補助することにより、安全かつ安心な住環境の確保を推進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「空家法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等（以下「空家等」という。）のうち、同項の工作物及び敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）を除くものをいう。
- (2) 老朽空き家 建築後 2 2 年を経過した木造の空き家及び建築後 4 7 年を経過した非木造の空き家をいう。
- (3) 危険空き家 住宅地区改良法（昭和 3 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅であつて、別表評定項目の欄に掲げる評定項目につき同表評定内容の欄に掲げる評定内容に応じた同表評点の欄に定める評点を同表評定区分の欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点の合計が 1 0 0 以上となる木造の空き家をいう。
- (4) 空き家等 老朽空き家及び危険空き家をいう。
- (5) 所有者等 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）をいう。ただし、当該者が死亡している場合は、その法定相続人をいう。
  - ア 不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号。以下「登記法」という。）第 1 1 9 条第 1 項に規定する登記事項証明書に当該空き家等の所有者として記録されている者（以下「空き家等の所有者」とい

う。)

イ 登記法第3条の不動産の表示の登記がされていない空き家等において、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書に納税義務者又は納税者として記録されている者

ウ 空き家等が所在する土地の所有者（空き家等の除却について、当該空き家等の所有者全員の同意を得ている者に限る。）

(6) 除却事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に基づく愛知県知事による登録を受けた事業者をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない個人

(2) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者でないもの。

(3) 所有者等（所有者等が空き家等の共有名義人である場合は、当該空き家等の除却について共有者全員の同意を得た者のうち1人に限る。）

(4) 空家法第22条第2項に規定する勧告を受けていない者

（補助対象空き家等）

第5条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存し、1年以上居住の用に供されていない空き家等（長屋又は共同住宅にあっては、全戸において1年以上居住の用に供されていないもの）で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの。

(2) 個人が所有するもの。

(3) 抵当権、質権その他所有者等以外の権利者が設定されていないもの。ただし、所有者等以外の権利者が設定されている場合であって、当該権利の権利者が当該空き家等の除却について同意している場合は、こ

の限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に除却が必要と認める空き家等を補助対象空き家等とすることができる。

(補助事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が除却事業者等に依頼して行う補助対象空き家等の除却工事(建設リサイクル法に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。以下同じ。)であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 規則第7条の通知(以下「決定通知」という。)後に、第9条第1項に規定する補助事業者が除却事業者等と除却工事の契約を締結すること。
- (2) 第9条第1項の補助金の交付の申請をする年度内に完了するものであること。
- (3) 敷地内の空き家等のすべてを除却するものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業としない。

- (1) 補助対象空き家等が道路改良その他の公共事業の補償対象であるもの。
- (2) 当該事業について市の他の補助を受けるもの。
- (3) その他市長が補助金の交付が適当でないとしたもの。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が除却事業者等に支払った除去工事費用とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額又は登記事項証明書若しくは固定資産家屋証明書に記載された補助対象空き家等の床面積に1平方メートル当たり各年度の国の定める住宅局所管事業に係る標準建設費等の除却工事費による単価を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その限度額は、20万円とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る契約を締結する前に、空き家等除却工事費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 空き家等の位置図（付近見取図）
- (2) 空き家等の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）
- (3) 危険空き家判定同意書（様式第2）
- (4) 事業計画書（様式第3）
- (5) 市税の納税証明書（滞納がないことが証明されているものに限る。）
- (6) 登記事項証明書又は所有者等及び建築年数が確認できる書類の写し
- (7) 除却工事見積書の写し（補助対象工事と補助対象外工事の部分を分けたもので、除却事業者等の記名及び押印のあるものに限る。）
- (8) 空き家等の除却について、補助事業者以外の第4条第3号の共有者全員及び第5条第1項第3号ただし書の権利者の同意を確認できる書類（必要な場合に限る。）
- (9) 補助事業者の住民票の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該申請をする年度内において、補助事業者1人につき1回限りとする。

（危険空き家の判定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該建築物が危険空き家に該当するか否かを判定するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請の取下げをしようとする者は、決定通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第12条 補助事業者は、決定通知を受けた後において、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、

若しくは廃止しようとするときは、速やかに空き家等除却工事費補助事業計画変更等承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「空き家等除却工事費補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する空き家等除却工事費補助金変更交付決定通知書は、様式第5によるものとする。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から30日以内又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し又は発注書等の写し（契約日が明記されているものに限る。）

(2) 工事費請求書の写し及び領収書の写し

(3) 工事写真（着手前及び完了時の様子が確認できるものに限る。）

(4) 建設リサイクル法第10条第1項又は第2項の規定による届出の受領票（市の受付印が押印されたもの）の写し（延べ面積が80平方メートル以上のものに限る。）

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票のうちA票の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、適切に除却されたか検査するものとする。

3 市長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第6）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、規則第13条の通知を受けた日から起算して20日以内に空き家等除却工事費補助金交付請求書（様式第7。以下「請求書」という。）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、事業の完了した日の翌年度の4月

30日とする。

- 2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が第13条第3項の規定により通知された検査結果不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項に規定する日以前に規則第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2小都計第501号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月17日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第9条の改正規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	/
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小規模な修理を要するもの	25	100
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大規模な修理を要するもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変	100	

		形が著しく、崩壊の危険のあるもの	
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	1 5
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	1 5
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	2 5
		屋根が著しく変形したもの	5 0
防火上又は避難上の構造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0

		延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	/
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設備	雨水	雨どいがないもの	10	/

備考 一の評定項目につき該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。



(裏)

誓約事項及び同意事項

申請に当たり、次の事項を確認し、誓約・同意します。

(下記の内容を読んで、□にチェックし、署名してください。)

- 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員との密接関係者に該当しません。また、該当することが判明した場合は、小牧市空き家等除却工事費補助金を返還します。なお、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、小牧市が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出するとともに、小牧市において当該資料等を愛知県警察本部又は小牧警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- この申請の審査に必要な私の住民登録情報及び納税に関する情報について、公簿による確認をすることに同意します。

年 月 日

補助事業者 氏名

(署名)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第9条関係）

危険空き家判定同意書

年 月 日

（宛先）小牧市長

補助事業者 住所

氏名

（署名）

小牧市空き家等除却工事費補助金交付要綱第10条の規定による判定を受けることについて同意します。

なお、判定のための職員による敷地への立ち入りについて、承諾します。

記

- 1 所有者等氏名 \_\_\_\_\_
- 2 空き家等所在地 \_\_\_\_\_

様式第3（第9条関係）

事業計画書			
空き家等の概要	申請者		
	所在地		
	用途		
	形態 (該当箇所に○)	一戸建て・長屋・共同住宅	
	構造		
	延べ面積	㎡	
	建築年月日		
	使用されていない期間	年	
	評点	点 (≧ 100) ※小牧市記入欄	
工事の概要	工事の名称		
	除却事業者等	業者名	
		所在地	
	予定工期		
	除却工事費予定額		円
	(うち補助対象経費)		円
(うち補助対象外経費)		円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第12条関係）

空き家等除却工事費補助事業計画変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

補助事業者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業  
について計画を（変更・中止・廃止）したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 計画変更等の理由
- 4 計画変更の内容

※計画変更の内容は、変更前と変更後の内容が対比できるように作成し、  
事業内容、予算書その他の変更を明らかにする資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第12条関係）

空き家等除却工事費補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更後の補助金の額 金 円
- 3 計画変更の内容
- 4 条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第13条関係）

検査結果不備事項通知書

第 号  
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき検査した結果不備が判明したので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 不備の箇所
- 3 不備の内容及び理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第14条関係）

空き家等除却工事費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）小牧市長

補助事業者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた小牧市空き家等除却工事費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

(2) 科目 普通・当座

(3) 口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

(4) 口座名義人 \_\_\_\_\_

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。